

叶え合う参加支援事業業務委託仕様書

1 目的

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等の中で、あらゆる人々が様々な課題を抱えながらも地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことが求められている。そのため、令和3年度に重層的支援体制整備事業が始まり、各分野（介護・障害・子ども・困窮）における既存の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応する参加支援事業が設計された。本市でも同事業を活用し、狭間のニーズと社会資源とのマッチングを行ってきた。

こうした動きに加えて、フォーマルな制度・体制とインフォーマルな力の融合を図り、地域に潜んだ課題に対して多くの住民が関わり合う体制づくりにも取り組んでいく必要があると認識してきた。令和4年度に「久留米らしい重なり方デザイン事業」を実施し、「叶え合う支援」「二車線による支援」などの関わり方のデザインを見出した。5年度はその社会実装に向けて「地域と福祉の編集事業」を実施。これらの理念の浸透と体制の拡充など、基盤整備に取り組んできた。

こうした背景を受けて、本業務では、次の2点を通した「包括的な支援体制の推進」を目的とする。一点目は、既存の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用・創出し、社会とのつながり作りに向けた支援を行うこと。二点目は、地域の支え合いや住民同士の関わりなど「インフォーマルな力」を支援に生かせる体制を整えること。本事業者が重層的支援体制整備事業における「相談支援」と「地域づくり」の接着役に、「叶え合う支援」という理念のもと、支援のあり方を見直し、「人と人が当たり前に関わり合う」という久留米らしい地域共生社会実現に向けた新たな道筋を示すことを期待する。

(参考)「叶え合う支援」を以下のような概念と捉え、こうした視点に立つことで地域福祉への新たな関わり方が生まれてくると認識している。

- 「課題解決」だけでなく「願いを叶える」という側面も意識
- 支援「する」「される」の関係ではなく、本人の意思を中心に「合う」状態を大切に
- 支援は「困った人へのアプローチ」ではなく「人の手が必要な時に協力する」こと
- 「合う」は、本人と支援者の間だけではなく、より多くの人の間に起こるもの

2 業務名

叶え合う参加支援事業業務

(社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第106条の4第2項第2号に基づく事業)

3 業務委託期間

令和6年6月1日(土)から令和9年3月31日(水)まで。

4 準拠法令等

業務実施にあたっては、本仕様書のほか法及び国からの通知等に準拠すること。

5 業務内容

1の目的を達成するため、市と受託者の十分な連携の下、以下の内容により事業を実施すること。なお、事業実施にあたっては、法第106条の4第2項第5号に基づく多機関協働事業を受託する者、法第106条の4第2項第4号に基づくアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を受託する者、支援関係機関、重層的支援会議及び支援会議の参加者と相互に連携を図るものとする。

(1) 本事業の利用が必要な個人と受け入れる地域社会に存在する課題を把握し、その解決・緩和に向けた下記2業務の一体的実施。

①個別の課題に関わり合える「二車線」の支援体制整備（地域の支援体制整備）

制度・サービスに加えて、地域資源のネットワークや住民同士のつながりによるインフォーマルな力を、個別支援の一つの手法にする「二車線の支援体制整備」を行うこと。地域資源のネットワーク化とエリア拡大を図るとともに、住民を含めて「日常的に関わり合える関係性」を構築。行政や支援関係機関、校区コミュニティ組織などとも緊密な連携を構築する。

具体的には、以下i～ivを整備すること。その際、特定の組織や活動者の熱意だけに頼らない、持続可能な仕組みを目指すこと。

i. 活動団体や社会福祉法人のネットワークによる個別支援の受け皿

ii. 企業や事業所が地域福祉・個別支援に関わるスキーム

iii. 個別支援に多様な住民の関わり合いを生む事業デザイン

iv. 上記プラットフォームの安定的な運営体制と支援のコーディネート機能

②個別支援（年15件程度のプラン作成を想定）

重層的支援会議を通して本事業の利用が決定したケースや、のちに事業利用が見込まれるケースの社会参加に向けた活動を実施。それに付随した各関係機関との連携や役割調整も担う。

(2) 重層的支援会議及び支援会議への参画

(1) ②の個別支援担当者を中心としつつ、必要に応じて①に関わるさまざまな人々も含めて会議に参画すること。

(3) 個別支援におけるマッチング後の定着支援及び受け入れ先へのサポート

(4) 本市の重層的支援体制のあり方検討への参画

個別支援の現場だけでなく、普段の関係づくりや支援のあり方なども含めた「相談支援」と「地域づくり」の接着役となることを期待している。本市の重層的支援体制整備の方向性や各事業・会議などのあり方検討に参画し、多様な立場・経験からの意見を反映させる。同時に、その方向性と連動した地域の体制整備を進める。

(5) 媒体を通じた住民とのコミュニケーション活動

現在、市が発行している地域福祉マガジン【グッチョ】を活用し、「地域共生社会」「地域や暮らし、生活課題などに関わり合うこと」などの話題を提供。専門職から住民まで「支援のあり方」を考えるようなコミュニケーション（広報・啓発）を設計・実践する。

6 受託者の責務

(1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、上記5の事業を担当する者に対し、必要となる知識・技能の習得を促し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。

- (2) 受託者は、委託契約締結後速やかに、市と十分な協議のうえ「実施計画書」を作成し提出すること。また、「実施計画書」には、次の事項を記載するとともに、市が必要とする書類を添付すること。なお、当該計画書の内容は市と受託者の協議により変更することができるものとする。
- ①業務実施スケジュール
 - ②業務実施内容
- (3) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、上記「1 目的」の達成のために、必要と認められる事業は、市と協議の上、誠実に履行するものとする。
- (4) 受託者は、業務委託期間終了後、直ちに業務の成果を記載した「実績報告書」を市に提出しなければならない。
- (5) 受託者は、毎月の業務終了後、翌月 15 日までに「月報」(出席した会議の議事録等を含む。)を提出し、市と進捗管理のための協議を実施すること。
- (6) 受託者は、国の定める報告月の 5 日までに所定の様式で報告書を提出すること。
- (7) 市から提供を受けた資料等は、本業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (8) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守するほか、個人情報保護対策を施した管理下で業務を行うこと。また、業務終了後も含め、個人情報その他業務上知り得た情報を第三者に漏らし、または公表してはならない。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。
- (10) 本業務に係る関係書類は、業務委託期間終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間保存すること。

7 業務に要する経費及び支払い

- (1) 市は、予算の範囲内で、業務の実施に要する経費を、委託料として受託者に支払うものとする。
- (2) 委託料の請求及び支払いの手続きについては、業務委託契約書の定めるところによるものとする。

8 特記事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、市及び受託者双方の十分な協議により処理するものとする。
- (2) 疑義が生じた場合は、原則として双方の意向を尊重しながら、双方の再度の協議により処理するものとする。